

平成23年度 有害鳥獣被害防止施設設置事業
保井谷地区（第1工区）防除柵施設設置工事
特記仕様書

○第1章 総則

(趣旨)

第1条 この仕様書は下記の事業に適用する。

- (1) 工事番号：23-A75S
- (2) 事業名：平成23年度 有害鳥獣被害防止施設設置事業
- (3) 工事名：保井谷地区（第1工区）防除柵施設設置工事
- (4) 施工場所：京丹波町保井谷地内

(適用の範囲)

第2条 資材の仕様及び施工にあたっては、設計図書、契約書、本仕様書を遵守しなければならない。

(工期)

第3条 工期は、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含む。

○第2章 一般事項

(施工)

第4条 請負者は施工に先立ち、設計図書、本仕様書、現場状態等の照査を行い、疑義が生じた場合は監督職員と協議の上、処理するものとする。

- 1 工事現場に隣接する土地にむやみに立ち入ってはならない。また、立ち入り等必要な場合は、地権者の承諾を得るとともに監督職員に報告するものとする。
- 2 隣接する土地を使用した場合は、速やかに従前の状態に回復させるとともに地権者の確認、了解を得るものとする。

(資材材料)

第5条 資材の材料は、亜鉛メッキ鋼線による格子金網及び金網用電気柵とし、傷、ひび、腐食、断線等欠点があるものを使用してはならない。

- 1 材料は、別表（設計書）に示した品質と同等品か、それ以上の材料を使用すること。
- 2 その他使用する材料の規格は別表（設計書）に示すとおりとする。
- 3 施工にあたり、地形的な観点から防護柵及び門扉については控え支柱並びに補強材の設置を十分に施すこと。
- 4 金網部の継ぎ目については、一般金網部と同等以上の強度を要するよう施工すること。
- 5 控え支柱は、25mに2箇所及び門扉支柱設置を標準としているが、位置については現場精査及び現場状況によるものとする。
- 6 強化門扉については、保井谷区が準備しているものを使用することとし、簡易門扉については、予定場所に設置できるスペースを確保しておくこと。電気柵の門扉設置部分については、ゲートハンドルを設置すること。

(施工管理)

第6条 請負者は、契約締結後速やかに施工計画書及び実施工工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、変更が生じた場合は、その都度、変更施工計画書及び変更工程表を提出しなければならない。

- 1 請負者は、工事施工・施工管理に関する一切の事項を処理する現場代理人を定め、工事の出来形及び品質が、設計図書に適合するよう十分な施工管理を行なわなければならない。なお、監督職員が出来形及び品質の確認のための資料の提出を要求した場合は、その指示に従うものとする。

(安全及び保安対策)

第7条 請負者は、工事の施工にあたって常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等の遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。特に本作業地は農地又は山地周辺であるため、傾斜、立木、倒木、転石等危険性を十分考慮し、転倒事故や資材の落下事故等のないよう安全対策を図ること。

- 1 作業地内において、たばこの後始末は必ず専用の携帯吸い殻入れ等を使用し、作業終了後には必ず火気等後始末の点検を行うこと。
 - 2 工事中は所要の人員を配置し、現場内の整理整頓及び保安に努めなければならない。
 - 3 重要な工作物に近接して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急措置及び連絡方法等について監督職員と協議し、これを遵守しなければならない。
 - 4 現場において資材の加工等が生じ、ガソリン等の危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
 - 5 豪雨及び台風等による災害の恐れがあるときは、現場の状況を隨時把握し安全管理に努め、資材の損壊、欠損等ないよう注意しなければならない。
 - 6 標示板の設置

○ 標小板の設置 受注者は

又工事者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見える場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

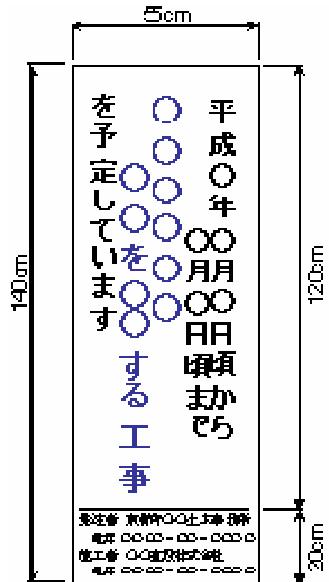
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容	有害鳥獣防除柵を設置しています。
工事種別	有害鳥獣防除柵施設設置工事

「標示板の記載例」



[工事情報看板]



(施設の保全)

第8条 納入品の運搬は慎重に行い、内容物に損傷を与えないように扱い、運搬中等に路面あるいは第三者に損傷を与えた場合、また搬入時等に構造物等に損傷を与えた場合、速やかに監督職員に報告し、全て請負者の責任において修復しなければならない。

1 工事中、障害物件の取扱い及び取壊しの処置については、監督職員の指示又は承諾を受けることとする。

(資格)

第9条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

(工事用電力及び用水)

第10条 工事用及び検査に必要な電力、用水及びこれに要する仮設材料は、請負者の責任で処理しなければならない。

(仮設物)

第11条 現場事務所、工作小屋、材料置き場等必要は仮設物を設ける場合は、請負者の責任及び費用において設置すること。なお、設置位置、概要その他については監督職員の承諾を得ること。

- 1 火気を使用する場合は関係法規の定めるところに従い、防火構造または不燃材料で覆い、消火器を常備すること。
- 2 工事用足場等を設ける場合には、堅牢かつ安全に設け、常に安全維持に努めること。

(相互協力)

第12条 請負者は、工事施工にあたって関連業者と連絡を密にし、工事の進捗を計るとともに工事境界部においては相互に協力し、全体として支障のないように施工すること。

(工程管理)

第13条 請負者は、実施工工程表をあらかじめ監督職員に提出し承諾を受けるとともに、適正な工程管理を行なわなければならない。

- 1 請負者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の実施工工程表と実績とを比較検討して、工事の円滑な進行を計らなければならない。

(管理義務)

第14条 工事が完成し、引渡し完了までの間の工事対象物の保管責任は請負者とする。

(完了時の処理)

第15条 工事が完了した際には、請負人は速やかに不要資材を地元に引渡すとともに、仮設物を処分若しくは撤去し、清掃しなければならない。

(完成検査)

第16条 工事完了後、第3章第17条、第18条に掲げる完成図書を提出後、速やかに完成検査を受けること。

○第3章 提出物

(工事写真)

第17条 請負者は、下記に示す要領を参考に工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理整頓し、工事完了の際に提出すること。

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| (1) 着手前（現況） | 100m毎に1枚程度
※黒板に測点を記入すること。 |
| (2) 使用資材の検測 | 資材数、量等が確認できる写真（部材ごと） |
| (3) 支柱打込み状況、検測 | 100m毎 |
| (4) 金網取付け状況、支柱固定状況 | 100m毎 |
| (5) 金網出来形寸法（施工延長、高さ） | 全数の確認できる写真 |
| (6) アンカー設置状況 | 100m毎 |

(7) 控え支柱設置状況	100m毎
(8) 門扉設置状況	全数の状況がわかる写真
(9) 強化門扉基礎掘削、コンクリート寸法	全数の寸法が確認できる写真
(10) 門扉出来形寸法	全門扉の寸法が確認できる写真
(11) 工事用看板	適宜
(12) 作業従事者等の安全対策状況	適宜
(13) その他必要と思われる事項	適宜
(14) 完成写真	100m毎に1枚程度

第18条

(品質証明書等)

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	適用
防護柵工	金網フェンス	S G クロスフェンス同等以上
電気柵工	電柵機	A C - 1 2 0 0 A 同等以上

(完成図書)

第19条 請負者は、維持管理上必要と思われる資料について、工事完成時に完成図書として提出すること。

○第4章 その他

(準備費について)

第20条 準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開(支障立木の伐木を含む)、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

第21条 請負者は、設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも施工または技術上当然必要と認められるものに対して、請負者の責任において行なわなければならない。

(工事書類の簡素化)

第22条 工事打合簿(指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く)、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届けの書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。

これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

(成績評定)

第23条 本工事は、成績評定を省略します。